なった。

連邦議会や連邦政府のすべての機関における、カナダの公用語としての英仏両語の平等性も憲法に条文化された。ニュー・ブランズウィック州の議会および政府において両言語を使用する権利も同様である。ケベック州およびマニトバ州の議会や裁判所で英語もしくはフランス語を使ってもいいという権利は、これまで通り継承されることになった。少数派言語による教育権も保障された。これにより、カナダ国内をあちこち転々とする人々や、英語圏の州におけるフランス語系住民あるいはフランス語圏の州における英語系住民の子供は、親と同じ言語で教育が受けられるわけである。

また「章典」は、イヌイット（エスキモー）、インディアン、メティスというカナダの原住民のもつ、原住民としての権利、あるいはインディアン条約などによる既存の権利を確認・認知した。

「章典」はさらに、すべての国民は国内どこへでも移住し、どこででも働くことができるとして、労働力流動性の原則を明記した。しかし、ある州の雇用率が全国平均以下の場合、その州は州民のために〝弱者雇用促進計画〟を実施する権利を保留する。

ところで、連邦議会も州議会も「章典」に明記されている基本的自由や法的権利、それに一部の平等権に相反する法を選択する限定的な権限をもっている。ただし、その場合、連邦議会または州議会は、「章典」〝にもかかわらず〟同法を採択するということを具体的に述べた例外規定を挿入しなければならない。このただし書きは、再採択されない限り、五年で失効する。連邦または州政府が「章典」で定められた権利や自由を制限する法律を提案するときには、はっきりとそう述べ、そして政治的結果に対して全責任を負わなければならないことになる。

天然資源に関する州権を確認

「一九八二年憲法」は連邦体制における権限の分担にはあまりかかわっていないが、州の憲法権限行使に有利な二つの条項が記載されている。

そのひとつは、連邦政府の歳入を恵まれない州の援助に使うという、地域格差是正の原則を確認した条項。この原則が明記されたことにより、連邦政府とすべての州政府は、すべてのカナダ国民に幸福追求の平等な機会を高め、機会差を少なくするよう経済発展を促進し、すべての国民に良質の公的サービスを提供するよう、憲法の上で約束したことになる。

第二は、州内の非再生天然資源に対する州の専属的開発・管理権を確認し、他州への資源の販売や非再生資源の間接課税に関し州に新しい権限を与えた条項である。

憲法改正には七州の同意が必要

「一九八二年憲法」は、国民にさまざまなニーズや状況の変化に適応できる枠組を与える。修正手続きに関する条項によって、カナダ国民が連邦政府や州政府を通じていかにして自分たちの憲法を改正できるか、ということが明確になったのである。

憲法の今後の修正は、連邦議会および国民全体の過半数を代表する七つの州の同意を得て行われる。こうした通常の修正については、いかなる州にも拒否権はない。しかし、憲法修正によって州の権限、特権あるいは権利を連邦政府に移行しようという場合、州はその修正条文の州内適用を除外してもらうことができる。修正が教育や文化的事項に関するものだと、適用除外を選んだ州に対し連邦政府はその分の費用を補償する。

君主や言語権の一部、最高裁の構成など若干の事項については、連邦議会およびすべての州議会の同意がなければ修正できない。

憲法移管までの歩み

今回の憲法自主化の発端になったのは、八〇年五月にケベックで行われた「主権・連合」に関する州民投票。この州民投票の運動期間中、トルドー首相はカナダの現状に見合った憲法の改正とカナダ移管を約束、十州の首相に協力を呼びかけた。そして連邦体制における連邦政府と州政府との憲法権限の配分や、憲法改正の手続きについて、連邦政府と州政府は論議を重ねたが、連邦案については十州のうち大半が反対、今度も決裂かと思われた。

しかし、連邦議会の与野党が最高裁判所の判断を仰ぐことに合意し、その最高裁が八一年九月二十九日、連邦議会は単独で憲法移管手続きをとる法的権限をもっている、ただし連邦政府の憲法決議案は慣例上、「それ相当の州の同意」が必要――との判断を下したことで、事態はようやく打開へ向かった。

この最高裁の判断をもとに、トルドー首相は憲法決議案に対する各州の同意を得るため、十人の州首相との会議を召集。十人のうち八人は別の修正方法を提案し、また「権利の章典」の削除を求めた。その結果、「権利の章典」は若干手直しされ、修正方法も各州の合意する案が採択され、十一月五日、連邦政府と九州政府の間で合意が成立した。ケベック州政府は、「権利の章典」の中の、少数派言語による教育権と国民の移住権および憲法の適用除外事項に対する連邦政府の補償について異論を唱え、また憲法改正に関する拒否権を要求して、合意書への署名を拒否した。

連邦政府と各州政府との合意、いろいろなグループから出された意見の調整などをへて、憲法決議案は連邦議会上下両院で承認され（八一年十二月八日）、英国議会へ送付された。英国でも上下両院を通過（今年三月十五日）、四月十七日の新憲法公布となった。